

運送業界における輸送と配送の違い



トラック運送事業と 外国人ドライバー雇用に関する特定技能制度

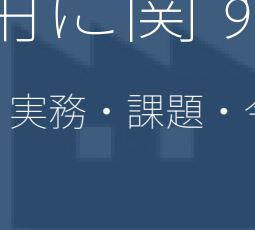
制度概要・導入背景・実務・課題・今後の展望



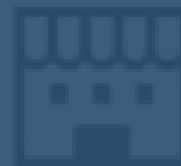
工場



倉庫



倉庫



届け先

2025年11月19日

輸送

配送



目次

-  1. 制度概要
-  2. 導入の背景と目的
-  3. 人手不足の現状
-  4. 特定技能制度の仕組み
-  5. 自動車運送業分野の追加点
-  6. 受入れ事業者の要件
-  7. 外国人労働者の要件
-  8. 試験・免許取得プロセス
-  9. 採用プロセス全体
-  10. 特定活動期間中の取り組み
-  11. 労働条件・企業の支援義務
-  12. 導入コスト
-  13. 受け入れ成功のポイント
-  14. Q&A・まとめ

1. 特定技能制度の概要

📖 特定技能制度とは

2019年4月に開始された制度

「高齢化等による人手不足が顕著な産業分野での人材確保」が目的

国際貢献や人材育成を目的とする技能実習とは異なり「一定の専門性・技能を持つ外国人材の受入れ」「即戦力となる外国人労働者の確保」を目指す

🚚 自動車運送業分野への追加

2024年3月29日の閣議決定により追加

トラック、バス、タクシーの3区分

制度開始から令和10年度末までの5年間で、受入れ上限は2万4,500人

若年ドライバーの減少と高齢ドライバーの増加を背景に追加

📋 特定技能の種類

特定技能1号

在留期間：通算5年が上限

家族帯同：不可

特定技能2号

在留期間：無期限

家族帯同：可能

永住申請：可能

※現時点では自動車運送業分野での2号は未定

特定技能制度の対象分野

● 2019年開始（当初12分野）

介護
建設
農業
飲食物品製造業
宿泊業
外食業
その他6分野

2024年3月追加（4分野）

自動車運送業
鉄道
林業
木材産業

特定技能制度のポイント



即戦力



人手不足分野



転職可能



技能要件

2. 導入の背景と目的

⚠ 自動車運送業界の深刻な人手不足

若年ドライバーの減少と高齢ドライバーの増加による構造的課題

大型第一種免許保有者数は10年前比で約36万人減少

60歳以上のドライバー割合が急速に増加しており、今後数年で大量退職の懸念

📈 労働環境の変化と課題

長時間労働・休日出勤等の労働環境が若年層の就業意欲低下に影響

EC市場拡大による輸送需要の増加で人手不足がさらに深刻化

トラックドライバーは国内輸送の90%以上を担う重要な役割

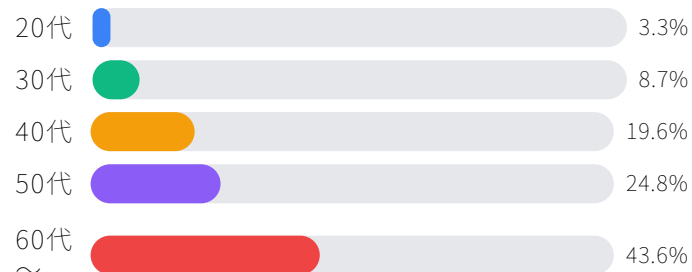
👤+ 外国人ドライバー採用の必要性

多様な人材の活用による労働力確保は喫緊の課題

特定技能外国人は、10代・20代が61%を占め、30代は35%となっており、10代・20代・30代で計96%を占めている若い人材層

安定した人材確保による事業継続性の向上と業界全体の持続可能性確保

大型第一種免許保有者数の年代別推移



2022年末時点 運転免許統計（警視庁交通局免許課）

人手不足による物流への影響



配送遅延



物流コスト上昇



生産性の低下



事業継続の危機

特定技能外国人の年齢構成



3. 人手不足の現状

📉 深刻化するドライバー不足

大型第一種免許保有者数は10年前と比較して36万人減少
若年ドライバーの減少と高齢ドライバーの増加が顕著
20歳代の免許取得者数は継続的に減少傾向
60歳以上の割合は大幅増加（継続的な高齢化）

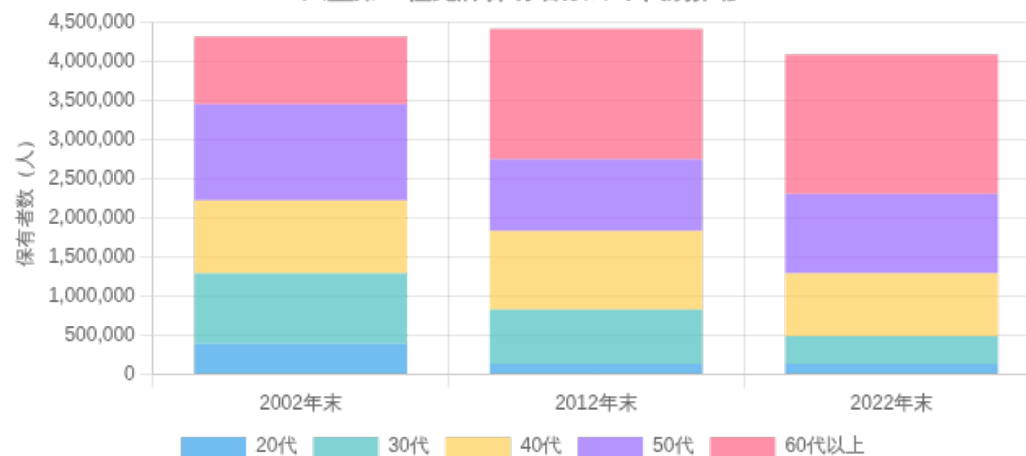
⚠ 業界の構造的問題

若年層の運送業界離れ（労働条件・長時間労働等）
高齢ドライバーの大量退職時代を迎える
圧倒的な人材不足

大型第一種免許保有者数の変化

2002年末	2012年末	2022年末
431.3万人	444.1万人	408.3万人

大型第一種免許保有者数の年代別推移



年代別比率の変化

■ 20代：2002年 9.0% → 2022年 3.3% ■ 60代以上：2002年 20.0% → 2022年 43.6%

※外国人ドライバーの採用は喫緊の課題

4. 特定技能制度の仕組み

特定技能1号

- 在留期間上限：通算5年間
- 専門性：相当程度の知識または経験が必要
- 家族の帯同：不可
- 転職：可能（同一分野内）
- 受入れ人数上限：分野によってあり（特定技能自動車運送業は、上限なし）

特定技能2号

- 在留期間：無期限（更新可能）
- 専門性：熟練した技能が必要
- 家族の帯同：可能
- 転職：可能（同一分野内）
- 永住申請：10年滞在で可能（うち5年特定技能2号）
- 受入れ人数上限：なし

技能実習との違い

-  目的の違い：技能実習は「国際貢献・人材育成」、特定技能は「人手不足解消・即戦力確保」
-  転職の自由：技能実習は原則転職不可、特定技能は同一分野内で転職可能
-  キャリアパス：技能実習から特定技能1号へのステップアップが可能

※現時点では自動車運送業分野における特定技能2号は未定です。

	技能実習	特定技能1号	特定技能2号	技術・人文知識・国際業務
対象産業分野	90職種165作業	16分野	11分野	制限なし
業務内容	主にブルーカラー	主にブルーカラー	主にブルーカラー	主にホワイトカラー
要求される技能	初期は不問	相当程度の知識・経験	熟練した技能	学問的知識・専門性
在留期間上限	最大5年間	通算5年間	無期限	無期限
家族帯同	不可	不可	可能	可能
転職	原則不可	可能 (同一分野内)	可能 (同一分野内)	可能

5. 自動車運送業分野の特徴

自動車運送業の3区分



トラック
貨物輸送



バス
旅客輸送（大型）



タクシー
旅客輸送（小型）

※各区分で要件が異なります

自動車運送業分野特定技能協議会

加入は必須：特定技能外国人を受け入れる事業者は必ず構成員となる必要があります

加入証明書：入管へのビザ申請時に提出が必要

募集時期：令和7年1月17日より構成員募集開始

重要：早めの加入申し込みが推奨されます

必須認証制度（いずれかが必要）

働きやすい職場認証

職場環境改善の取り組みを「見える化」する制度

法人単位での取得が基本

Gマーク制度

安全性優良事業所の認定制度

事業所単位での取得

同法人内であれば、外国人受入事業所以外でも可

※Gマークは年1回しか申請タイミングがないため注意

区分別 特定技能外国人要件比較

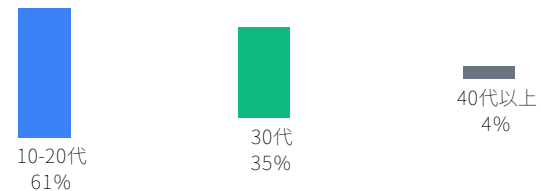
要件	トラック	バス/タクシー
日本語能力	N4以上	N3以上
運転免許	第一種	第二種
特定活動期間	最長6ヶ月	最長1年
新任運転者研修	-	必要

受入れ上限人数

2万4,500人

令和10年度末までの5年間

特定技能外国人の年齢構成



特定技能外国人の96%が10-30代

6. 受入れ事業者の要件

事業の基本要件

道路運送法に規定する自動車運送事業（第二種貨物利用運送事業を含む）を営んでいること

労働・社会保険・租税に関する法令を遵守していること

外国人の雇用管理が適切に行える体制があること

認証・認定の取得

下記のいずれかを取得していることが必要

働きやすい職場認証制度

正式名称：運転者職場環境良好度認証制度
職場環境改善への取組みを「見える化」
法人単位での取得が基本

安全性優良事業所（Gマーク）

実施：全日本トラック協会
交通安全対策等への取組みを評価
事業所単位の認定だが、同法人内の他事業所での保有も可

※Gマークは年1回しか申請タイミングがないため注意

協議会加入

自動車運送業分野特定技能協議会の構成員となることが必須

協議会加入証明書は入管へのビザ申請時に提出が必要

令和7年1月17日より構成員募集開始

早めの加入申し込みが推奨される

認証制度の比較

働きやすい職場認証	Gマーク制度
職場環境改善の取組み	交通安全対策の取組み
法人単位の取得	事業所単位の認定
法令遵守、労働時間・休日、心身の健康、安心・安定、多様な人材の確保・育成	安全性に対する法令遵守状況、事故や違反の状況、安全性に対する取り組みの積極性

注意点

軽貨物自動車運送事業のみを行う事業者は上記認証・認定の対象外のため、特定技能外国人を受け入れることはできません

支援計画の作成・実施が義務付けられています（自社または登録支援機関に委託）

特定技能雇用契約締結の日前1年以内および締結後に企業の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないことが条件

受入れ事業者に必要な準備



法令遵守



認証取得



協議会加入



支援計画

7. 外国人労働者の要件

基本的な要件

年齢：18歳以上であること

健康状態：自動車の安全な運転に支障がないこと（健康診断結果を入管に提出）

日本語能力

トラック運送業

日本語能力試験N4以上

または国際交流基金日本語基礎テスト

※技能実習2号を良好に修了した者は免除（職種・作業の種類は問わない）

バス・タクシー運送業

日本語能力試験N3以上のみ

※技能実習修了者も免除なし

技能試験

自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック、バス、タクシーのいずれか）に合格すること

試験内容：

トラック：運行業務・荷役業務等

バス・タクシー：運行業務・接客業務等

「技能試験」「学科試験」それぞれ60%以上の正答率で合格

令和6年12月16日以降に試験開始予定

日本の自動車運転免許取得要件

トラックドライバー



第一種運転免許

バス・タクシードライバー



第二種運転免許
+ 新任運転者研修修了

海外在住者の免許取得プロセス：

特定技能評価試験と日本語試験に合格

特定活動ビザで入国

外免切替等で日本の免許を取得

特定技能ビザへ変更申請

外免切替の重要ポイント

注意事項

外国の免許取得後、当該国に3か月以上滞在していることが必要

技能確認試験（実技）のハードルが高い

指示は日本語のみ（通訳者同乗不可）

特定活動期間はトラック6か月、バス・タクシー1年間が上限

免許取得できなければ帰国必須

免許取得フロー（大型・第二種）

外国で大型免許保持 → 日本で普通/準中型に切替 → 別途試験で中型/大型/第二種を取得

8. 試験・免許取得プロセス

📄 特定技能評価試験

令和6年12月16日以降に開始

トラック運送業：運行業務・荷役業務等

バス・タクシー運送業：運行業務・接客業務等

技能試験と学科試験があり、それぞれ60%以上の正答率で合格

実技試験には「荷物の組み付け」なども含まれる

🗨️ 日本語試験要件

トラック運送業：日本語能力試験N4以上 または国際交流基金日本語基礎テスト合格

バス・タクシー運送業：日本語能力試験N3以上

第2号技能実習を良好に修了した者は、トラック分野のみ日本語試験（N4以上）が免除

※N3は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できるレベル」、N4は「基本的な日本語を理解できるレベル」

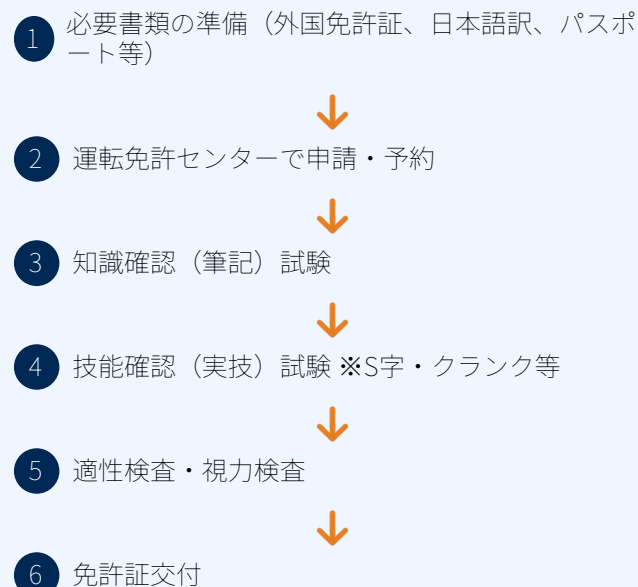
👤 日本の運転免許取得

トラックドライバー：第一種運転免許

バス・タクシードライバー：第二種運転免許

外国の免許から切り替える「外免切替」の場合、事前に海外で自動車運転免許を取得し、当該国に3か月以上滞在していることが必要

外免切替プロセス



⚠️ 外免切替の注意点

- ・技能確認試験は仮免許取得レベルの難易度
- ・通訳者の同乗は不可（試験官が日本語で指示）
- ・予約が3～4か月待ちになることも
- ・海外で大型免許保持でも普通免許に切替後、別途中型・大型免許を取得する必要あり
- ・特定活動期間内（最長6か月）に取得できないと帰国が必要

9. 採用プロセス全体の流れ

採用プロセス比較

海外採用リードタイム

約6～7ヶ月

国内採用リードタイム

約4～5ヶ月

採用検討・準備フェーズ

- 採用検討開始
- 人材紹介会社・登録支援機関への相談
- 求人内容の確定
- 労働局認証申請（国によって違う）

募集・選考フェーズ

- 募集
- 書類選考・面接
- 内定・雇用契約書締結

入管・ビザ手続きフェーズ

- 協議会加入
- 入管申請書類の準備
- 入管審査・許可
- 労働局/駐日大使館手続き（海外採用）
- 査証申請（海外採用）

入国・入社フェーズ

- 入国/転居
- 入社日調整
- 転入手続き
- 寮の手配

特定活動・免許取得フェーズ

- 日本運転免許の取得
- 特定技能への入管審査・許可

就業開始フェーズ

- 運転者研修
- 日本語研修
- 単独乗務開始

海外採用と国内採用の比較

項目	海外採用	国内採用
対象者	海外在住の外国人	技能実習生、留学生等
入国時ビザ	特定活動ビザ（最長6ヶ月）	既に国内滞在中
運転免許	入国後に外免切替等で取得	既に取得・未取得で異なる
国籍特有手続き	あり（国により異なる）	一部あり（フィリピン等）

国籍による手続きの注意点

フィリピン国籍

- MWO認証（移民労働者事務所）
- DMW認証（移民労働者省）
- 採用前の事前手続きが必要

インドネシア国籍

- 海外労働者管理サービスシステム登録
- 移民労働者証（E-KTKLN）取得

ミャンマー国籍

- デマンドレターの取得
- スマートカードの取得
- 手続きに時間を要する

その他の国籍

- カンボジア：登録証明書の取得
- ネパール：海外労働許可証の取得
- タイ：雇用契約書の認証

採用プロセスのポイント

- 認証制度（働きやすい職場認証・Gマーク）は取得タイミングが限られるため早めの準備を
- 特定活動期間中に免許が取得できないと帰国が必要
- 技能試験は令和6年12月16日開始
- 外免切替の予約は混雑するため早めの手配を

10. 特定活動期間中の取り組み

特定活動期間の概要

トラック：最長6ヶ月間の特定活動期間

バス・タクシー：最長1年間の特定活動期間

この期間中に日本の運転免許を取得することが必須

免許取得後、速やかに特定技能へ在留資格変更申請が必要

免許取得支援（外免切替の場合）

外免切替：運転免許センターへの同行、手続き支援

外免切替に必要な通訳者の手配（試験官は日本語のみ）

事前の練習運転機会の提供（S字、クラックなど）

必要書類の翻訳・取得サポート

複数回受験できるよう早期からの申し込み（3～4ヶ月待ちの場合あり）

生活支援

住居準備：賃貸契約、家具家電の準備、職場からの距離を考慮

銀行口座開設、携帯電話契約のサポート

医療機関案内、緊急連絡先の整備

生活習慣・地域ルールの説明（ゴミ出し、騒音など）

宗教的配慮（食事制限、祈りの時間確保など）

特定活動期間中に可能な業務

車両清掃

車両の内外装清掃、メンテナンスの補助

積み荷整理

荷物の仕分け、積み付け補助作業

事務作業

簡単な伝票整理、データ入力

日本語研修

業務場面に即した日本語学習

※運転業務は免許取得後のみ可能

特定活動から特定技能への移行

- 日本の運転免許取得
外免切替または教習所で取得
- 特定技能への在留資格変更申請
必要書類の準備・提出
- トラック：初任運転者研修実施
安全運転、業務知識の習得
- 特定技能許可・就労開始
ドライバーとして業務開始 ※要件を満たした場合は特定活動期間満了前でも移行申請必須

11. 労働条件・企業の支援義務

日本人と同等の労働条件

特定技能外国人は、日本人労働者と同様の労働条件で雇用が必要
報酬額は同等の業務に従事する日本人労働者と同等以上であること
所定労働時間はフルタイム（週30時間以上、年間217日以上）であること
外国人が一時帰国を希望した場合は、必要な有給休暇を取得させること
仕事の掛け持ち、アルバイト等は不可

定期報告義務

特定技能外国人の活動状況や支援状況を入管に年一回に報告する義務(2025年4月から変更)

雇用条件の変更や退職などの発生時には、随時入管に届出が必要
支援計画の実施状況

支援委託契約の締結または変更の有無

住居・生活サポート

賃貸契約、家具家電の準備、職場からの距離を考慮した住居の用意
銀行口座開設、医療機関案内、緊急連絡先の整備
宗教的配慮（食事制限、祈りの時間確保など）

義務的支援10項目

-  1. 事前・入国時のオリエンテーション
-  2. 住居確保・生活に必要な契約支援
-  3. 行政手続きの同行
-  4. 日本語学習の機会の提供
-  5. 相談・苦情対応
-  6. 日本人との交流促進
-  7. 医療機関受診の手配
-  8. 契約終了後の帰国支援
-  9. 支援責任者・担当者の選任
-  10. 支援の実施状況の記録保存

※はじめての受け入れの場合、上記の支援は登録支援機関に委託しないといけない

12. 導入コスト

コスト概要と発生時期

初期コスト：採用時のみ発生する費用

継続コスト：毎月継続して発生する費用

国籍や採用経路（海外/国内）によりコストは変動

コスト削減のポイント

自社で外国人を既に雇用しており、支援計画を実施できる体制があれば登録支援機関への委託費削減可能

技能実習生や留学生など国内在留者を採用すれば渡航費は不要

複数人同時採用で1人あたりのコスト効率化

重要な留意事項

外国人に寮費等の必要経費を負担させる場合、雇用契約書に明記する必要があります。ただし、法人契約の敷金・礼金・保証金等を外国人に負担させることは認められていません。

費用項目	金額目安	発生タイミング	備考
人材紹介費	1人あたり～30万円	採用時1度のみ	早期離職時の返金規定があることが一般的
支援委託費	月額～3万円	毎月	外国人支援のための費用（登録支援機関への委託費）
ビザ取得費用	～20万円	申請ごと	収入印紙代4,000円 行政書士に委託する場合
寮の手配費	地域による	初期費用：入居時 家賃：毎月	法人契約の場合、敷金・礼金・保証金等を外国人に負担させることは不可
渡航/国内移動費	～10万円程度	渡航時1度のみ	航空券代～10万円程度 国内採用の場合は不要
その他費用	実費	随時	日本語教育・交流支援 日本の運転免許証取得費・サポート・イベント費用

※金額はあくまで目安であり、実際の費用は事業者、地域、支援内容により異なります。



海外から1名採用する場合の初期コスト目安：
100万円前後

13. 受入れ成功のポイント



文化・宗教への理解

イスラム教、他宗教への配慮
食事制限・祈りの時間への理解と対応
宗教的な祝日・習慣への尊重



生活環境の整備

賃貸契約、家具家電準備のサポート
職場からの距離を考慮した住居提供
生活必需品の初期調達支援



日本語・運転研修

十分な時間をかけた研修とサポート体制の構築
業務に特化した実践的な日本語教育
定期的な運転スキル向上トレーニング



コミュニケーション

定期的な面談、相談しやすい環境づくり
通訳サービス・翻訳アプリの活用
ビジュアルを活用した作業説明の工夫

運送業界にとってのメリット



人手不足の解消
深刻な人手不足の解消



若年層の確保
若年ドライバー確保が困難な状況の改善



意欲的な人材
技能習得・キャリア形成への強い意欲



多様性の向上
異なる視点・文化による組織活性化

成功事例のポイント



言語サポート
通訳アプリの活用、基本的な職場用語の共有、視覚的な業務マニュアルの整備



生活支援
銀行口座開設、医療機関案内、緊急連絡先整備、買い物・公共サービス利用サポート



運転技能
免許取得への徹底サポート、運転習慣の指導、道路状況の詳細説明、安全教育の強化



地域交流
地域イベント参加、同国出身者との交流促進、地元住民との交流会開催

14. Q&A・まとめ

? よくある質問

? 特定技能2号への移行は可能ですか？

現時点では自動車運送業分野における特定技能2号や育成就労の在留資格追加は未定です。

? 特定活動期間中に免許が取得できなかった場合は？

特定技能のビザを取得できず、特定活動のビザも延長できません。帰国が必要となります。

? 外免切替で大型免許の取得は可能ですか？

外免切替では普通自動車運転免許に切り替えた後、第一種大型免許に切り替える流れとなります。

? 特定技能協議会への加入はいつからできますか？

令和7年1月17日より、自動車運送業分野特定技能協議会の構成員の募集を開始します。

A 今後の展望

深刻な人手不足の解消に向けた外国人ドライバーの活用促進
効果的な研修・サポート体制の構築による定着率向上
多様な人材による職場環境の活性化
運転免許取得プロセスの効率化に向けた検討

💬 質疑応答タイム

本日のセミナーに関するご質問にお答えします。

✉ arise@ishiki24.net

☎ 090-6672-0369（受付時間：平日9：00～17：00）



受入れ上限
2万4,500人



期間
5年間（1号）



試験開始
令和6年12月16日



協議会加入
令和7年1月17日